

平成 21(2009)年 3月 11 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2009春闘要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 現行の賃金水準の改善に努めること。

給与水準の設定にあたっては、人事院勧告の趣旨を尊重し、国家公務員の給与等との均衡を考慮するとともに、国において示された考え方である地域の民間給与水準の反映に努めていく必要があると考えている。

2 臨時・非常勤等職員の雇用止めを行わず、人事院指針を踏まえた処遇改善に努めること。

臨時的任用職員の雇用期間については、地方公務員法等の法令を基本に、円滑な業務の運営や人材の活用という観点から定めているところである。

また、昨年、人事院勧告において「非常勤職員の給与決定に関する指針」が示されたが、賃金については、一般職員の給与改定等を基準にして改定してきており、他の部分についても相応に対応しているところである。今後とも、必要な部分については対応していく考えである。

3 一日の所定労働時間を7時間45分とし、労働時間管理を徹底すること。

人事院勧告に基づく勤務時間の改定については、本年4月からの実施に向け、3月定例市議会に条例改正案が提案されているところであるが、市民サービスを低下させることのないよう対応するとともに、労働時間の適切な管理に努めていく考えである。

また、職員の健康面への配慮や公務能率の向上等を目的とした時間外勤務の縮減については、3・6協定の趣旨を踏まえ、事務の廃止や簡素化など業務の見直しを図りながら、業務量に応じた職員配置に努めていく考えである。

- 4 自治体が委託する公共サービス関連の事業所について、雇用確保に努め、労働基準法など法令遵守させること。このため、委託契約手続きに関わって、公正労働基準を確保する条項を設けること。

事業委託については、一定のサービス水準が担保されるよう、経費の適切な積算に努めているところであり、契約締結については、その透明性・公平性・競争性が確保されるよう努めているところである。

また、委託契約の締結にあたっては、法令遵守の徹底に努める考え方である。

- 5 男女間の個別賃金実態を明らかにし、格差の解消に取り組むこと。

任用等も含め職員に適用される基準については、男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、また、地方公務員法第13条に定める平等取扱いの原則に基づき決定しているところである。